

○山形県警察官の服制に関する訓令

平成6年10月11日

本部訓令第18号

改正 平成6年10月28日本部訓令第23号

平成9年3月5日本部訓令第2号

平成10年11月24日本部訓令第11号

平成11年3月26日本部訓令第10号

平成13年3月29日本部訓令第13号

平成14年1月24日本部訓令第1号

平成14年9月25日本部訓令第21号

平成15年3月27日本部訓令第13号

平成15年4月1日本部訓令第15号

平成16年2月17日本部訓令第2号

平成16年3月19日本部訓令第11号

平成17年3月23日本部訓令第9号

平成18年3月17日本部訓令第8号

平成20年3月25日本部訓令第11号

平成28年4月25日本部訓令第8号

平成31年4月1日本部訓令第6号

令和2年4月1日本部訓令第6号

令和2年12月23日本部訓令第14号

令和4年8月8日本部訓令第16号

令和5年3月16日本部訓令第10号

令和7年2月10日本部訓令第2号

令和7年3月25日本部訓令第9号

注 平成28年4月から改正経過を注記した。

山形県警察官等の服制及び服装に関する訓令（昭和56年10月本部訓令第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 服装等（第4条—第12条）

第3章 特殊被服等の着用及び着装（第13条—第19条）

第4章 補則（第20条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、山形県警察に勤務する警察官の服制に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 警察官の服制については、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）、警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）及び交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号。以下「告示」という。）その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（服装の端正）

第3条 警察官は、この訓令の定めるところに従い、常に清潔端正な服装を保持するよう努めなければならない。

第2章 服装等

（勤務中の服装等）

第4条 警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、手錠並びに階級章及び識別章を着装しなければならない。ただし、次条及び第6条並びに第11条から第16条までに規定する場合は、この限りでない。

- 2 警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。
- 3 警察官は、勤務中は、別表第1に定める警笛及び警笛つりひもを着装するものとする。
- 4 装備品の着装については、別に定める要領により着装するものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令8号〕）

（活動服等の着用）

第5条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、制服上衣、制帽又は制服用ネクタイに代えて、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 当直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。

(4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。

(5) 捜索に従事するとき。

(6) 鑑識のための作業に従事するとき。

(7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。

(8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。

(9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。

(10) 災害警備実施に従事するとき。

(11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

2 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。）には、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

3 警察官は、制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト又は活動服については、状況により着用しないことができる。

4 警察官は、次の表の区分に従い、制帽等を着用するものとする。

| | 冬服及び合服 | 夏服 | 制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト及び活動服のいずれも着用しない場合 | 活動服 |
|-----|--------|---------|-------------------------------------|-----|
| 制帽等 | 制帽 | 制帽又は活動帽 | 制帽又は活動帽 | 活動帽 |

（全部改正〔平成28年本部訓令8号〕）

（私服の着用）

第6条 次の各号に掲げる警察官は、私服を着用して勤務することができる。ただし、所属長が特に制服の着用を指示したときは、この限りでない。

(1) 警察本部の総務課、広報相談課、会計課、監察課、厚生課、生活安全企画課、人身安全少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査支援分析課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、警備第一課及び警備第二課に勤務する者

(2) 警察署の生活安全第一課、生活安全第二課、生活安全課、刑事生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、刑事課及び警備課に勤務する者

2 所属長は、必要により、前項の警察官以外の警察官に対し、私服を着用させて勤務させ

ることができる。

(一部改正〔平成31年本部訓令6号・令和2年6号・14号・7年9号〕)

(出勤、退庁時の服装)

第7条 警察官の出勤又は退庁時の服装は、原則として私服とする。

2 所属長は、必要があると認めたときは、制服による出勤又は退庁を命ずることができる。

(靴の着用)

第8条 警察官は、制服で勤務するときは、黒短靴を着用するものとする。ただし、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車するとき及び降雨雪時に勤務するときは、半長靴、長靴又は防寒靴を着用することができる。

2 警察官は、警備実施、点検、教練等に際し、所属長が必要と認めたときは、警備靴を着用することができる。

(手袋の着用)

第9条 警察官は、儀式、祭典、交通整理等で必要があるときは、白手袋を着用することができる。

(防寒服、雨衣及び帽子雨覆いの着用)

第10条 警察官は、防寒のため必要があるときは、防寒服を着用することができる。ただし、寒冷又は積雪のため必要があるときは、所属長の承認を得て、防寒服に代えて特殊防寒衣（アノラック等をいう。）を着用することができる。

2 警察官は、雨雪等の場合は、雨衣及び無色透明の帽子雨覆いを着用することができる。

(一部改正〔平成28年本部訓令8号〕)

(被服の一部省略等)

第11条 警察官は、室内で勤務するとき又は第16条の規定によりヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

(一部改正〔平成28年本部訓令8号〕)

(装備品の一部省略等)

第12条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革又は手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。

- (5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。
 - (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、警部以上の階級にある警察官は、勤務上必要がないときは、手錠を着装しないことができる。
- 3 警察官は、拳銃、警棒又は手錠を着装しないときは、帯革本体から拳銃用調整具及び拳銃入れ、警棒つり又は手錠入れを取り外すものとする。
- 4 警察官は、拳銃を着装しないときは、拳銃つりひもを着装しないものとする。ただし、拳銃を着装して勤務する者が、休憩等の理由により一時的に拳銃を着装しないときは、この限りでない。
- 5 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。
- (1) 名札を着用しているとき。
 - (2) 留置業務に従事するとき。
 - (3) 治安警備実施に従事するとき。
- 6 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。
- 7 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、警笛及び警笛つりひもを着装しないことができる。
- (1) 警部以上の階級にある警察官で勤務上必要がないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、警笛及び警笛つりひもを着装する必要がないと所属長が認めたとき。

(一部改正〔平成28年本部訓令8号〕)

第3章 特殊被服等の着用及び着装

(交通指導取締り等に専従する場合の服装)

第13条 交通指導取締り、交通事故捜査等に専従する警察官は、勤務中は、別表第2に定める特殊の被服等を着用及び着装するものとする。

2 所属長は、前項に定める警察官以外の警察官を交通指導取締り、交通事故捜査等に従事させることは、前項に準じ、特殊の被服等を着用及び着装させることができる。

(航空機操縦士の服装)

第14条 航空機の操縦に専従する警察官は、航空機に搭乗して勤務するときは、別表第3に定める特殊の被服等を着用及び着装するものとする。

(警備実施等に従事する場合の服装)

第15条 所属長は、警備実施その他必要と認めたときは、警察官に対し、出動服、略帽、ヘルメット、その他必要な装備品を着用及び着装させることができる。

(妊娠した警察官の服装)

第15条の2 所属長は、勤務上必要と認めたときは、妊娠した警察官に対し、別表第3の2に定める特殊の被服を着用させることができる。

(追加〔令和5年本部訓令10号〕)

(ヘルメットの着用)

第16条 警察官は、制服等で交通事故捜査又は車両検問をするときは、別表第2第1号又は第2号に定めるヘルメットを着用しなければならない。ただし、特に事情がある場合はこの限りでない。

2 所属長は、前項以外で任務遂行上必要があると認めたときは、警察官にヘルメットを着用させることができる。

(特殊警棒の着装)

第17条 所属長は、勤務の性質上必要があると認めたときは、別表第4に定める特殊警棒を着装させることができる。

(記章の着装)

第18条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分に応じ、別表第5に定める記章を着装するものとする。

(1) 警察官が制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツを着用するとき。 エンブレム

(2) 警察署の署長、副署長及び次長が制服等で勤務するとき又は礼服を着用するとき。
警察署長章、副署長章又は次長章

(3) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊に勤務する警察官が交通乗車服を着用するとき。
交通乗車服記章

(4) 機動隊に勤務する警察官が制服等で勤務するとき。 機動隊員記章

(5) 航空隊に勤務する警察官及び職員が制服等で勤務するとき。 航空隊記章又は航空胸章

(腕章の着装)

第19条 所属長は、警察官が部隊活動、その他特別な勤務に従事するに際し、任務遂行上必要があると認めたときは、制服等に腕章を着装させることができる。

第4章 補則

(例外服装の承認)

第20条 所属長は、この訓令に定める服装と異なる服装で勤務させる必要があるときは、警察本部長の承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年10月11日から施行する。

附 則 (平成28年4月25日本部訓令第8号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、本日から施行する。

附 則 (令和2年12月23日本部訓令第14号)

この訓令は、令和3年1月4日から施行する。

附 則 (令和4年8月8日本部訓令第16号)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の別表第4に定める特殊警棒について、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和5年3月16日本部訓令第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月10日本部訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日本部訓令第9号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。